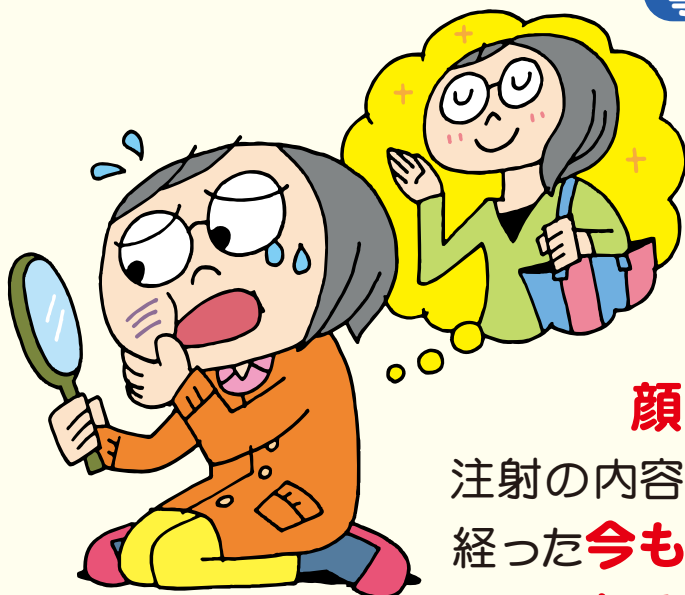


見守り 新鮮情報

第213号

事例1 チラシに付いていた **美容外科** の割引券を利用して、気になっていた **ほうれい線** にヒアルロン酸とコラーゲンを **注射** してもらった。3日後の今も **右頬** が **ピリピリ** して **紫色** になっている。**唇** も **痛い**。(60歳代 女性)



事例2 「若返り」と書かれた折り込み広告を見て **美容外科** に行った。20日後の息子の結婚式に間に合うと言うので、**目尻** にしわ取りの **注射** をしてもらったが、結婚式当日になっても **顔の腫れ** がひかなかった。事前に注射の内容やリスクの説明はなかった。半年経った **今も顔が腫れ**、たるんでいなかったところが **たるんでいる**。(60歳代 女性)

美容医療サービス 十分な説明を求め契約は慎重に

ひとこと助言



十分な説明を受けよう

見守るくん

- 美容医療サービスの施術には身体への危険が伴います。広告等の情報をうのみにせず、施術内容、価格、リスクや施術結果の見通し等について、医師から十分な説明を受けた上で、慎重に判断をすることが重要です。
- 説明や料金に納得できなかったり、施術に不安を感じたりしたら、その場で契約してはいけません。
- 痛みや腫れなどが取れない場合は、速やかに医療機関の診断を受けましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。